

4

無線設備





TEB-700 用 自動離脱装置

衛星 EPIRB

三菱電機特機システム(株)

No. 53001105 TEB-700

No. 53001106 TEB-720 (小型船舶用)

TEB-700

型式承認番号:第4730号

型式検定番号:SE05001号

本体寸法:高さ529×幅120×奥行116mm

TEB-720

型式承認番号:第4732号

型式検定番号:SS05001号

本体寸法:高さ529×幅120×奥行116mm



レーダートランスポンダー

三菱電機特機システム(株)

No. 53002007 TBR-610

型式承認番号:第5135号

型式検定番号:LT12001

本体重量:600g



双方向無線電話装置

東京計器(株)

No. 53005230 RU230A-B

型式承認番号:第4493号

型式検定番号:L02001

本体寸法:高さ179×幅56×奥行34(mm)

本体重量:約500g



国際VHF無線電話装置(DSC聴取受信機内蔵)
日本無線(株)

No. 53006034 JHS-770S

No. 53006035 JHS-780D

- ・クラスA DSC対応、DSC聴守受信機(CH70)内蔵
- ・欧州内陸水路用ATIS機能を搭載
- ・AIS接続により他船情報の表示とダイレクト呼出が可能
- ・インターコム・拡声機能を搭載
- ・3.8インチ高輝度液晶ディスプレイによる優れた視認性
- ・120秒間の通話音声プレイバックが可能



MF/HF無線電話装置
日本無線(株)

No. 53006212 JSS-2150

- ・3.8インチ高輝度液晶ディスプレイによる優れた視認性
- ・クラスADSC対応、DSC聴守受信機(6CH)内蔵
- ・デジタルアンプによるクリアな音質
- ・ジョグダイヤルによる簡単操作
- ・NBDPオプション(データターミナル・プリンタ)の装備によりテレックス通信に対応



ナビテックス受信機
日本無線(株)

No. 53004300 NCR-333

- ・3周波同時受信機能
- ・5.7インチの大型液晶ディスプレイ
- ・受信メッセージ保持機能
- ・GPSによる受信局自動設定機能
- ・設定情報記憶機能
- ・ワイドレンジ入力電源採用
- ・自己診断機能
- ・外部機器との接続



インマルサットC
日本無線(株)

No. 53006304 JUE-87

- ・高性能高周波フィルターを搭載した新デザインの船上装置
- ・接続は同軸ケーブル一本
- ・船舶保安警報システム(SSAS)対応可能(オプション)
- ・LRIT標準対応

船舶共通通信システム

船舶共通通信システムは、国際VHFで使用される全てのチャンネルをカバーし、大型船や他国船との通信が可能となりました。これにより、全ての船舶間で共通の通信ができ、迅速な危険回避行動が取れ、船舶の安全な航海を実現します。また、法改正により簡易な手続きでの無線局免許申請が可能となりました。



国際VHF無線電話装置

アイコム(株)

No. 53006040 IC-M506J(DSCクラスD内蔵)

送信出力:25W

必要免許:第二級海上特殊無線技士以上

定期検査:5年(IC-M506Jのみの場合)

防水性能:IPX8

技術基準適合証明取得



国際VHF無線電話装置

アイコム(株)

No. 53006041 IC-M36J

送信出力:5W

必要免許:第三級海上特殊無線技士以上

定期検査:不要(IC-M36Jのみの場合)

防水性能:IPX7

連続運用時間:8時間

技術基準適合証明取得



国際VHF無線電話装置

アイコム(株)

IC-M73J

送信出力:5W

必要免許:第三級海上特殊無線技士以上

定期検査:不要(IC-M73Jのみの場合)

防水性能:IPX8

連続運用時間:16時間

技術基準適合証明取得

特定小電力トランシーバー / 船上通信設備



特定小電力トランシーバー
アイコム(株)

No. 53021016 IC-4810

出力:10mW
JIS保護等級7(防浸形)、JIS保護等級5(防塵形)
堅牢ボディ



特定小電力トランシーバー
アイコム(株)

No. 53021015 IC-4300L

出力:10mW
IP55
47チャンネル



特定小電力トランシーバー
アイコム(株)

No. 53021011 IC-4188D

出力:10mW/1mW
防塵・防水性能:IP54
チャンネル数:同時通話27ch/中継通話27ch/
交互通話20ch



▲ブラック ▲メタリックイエロー ▲メタリックレッド

特定小電力トランシーバー
アイコム(株)

No. 53021014 IC-4110

出力:10mW
約142gの軽量ボディ
20ch



船上通信用無線電話装置
日本無線(株)

JHS-431

使用周波数:CH1 457.525MHz
:CH2 457.550MHz
:CH3 457.575MHz

保護等級:IP67
防爆構造:ATEX Directive 94/9/EC
Gas: IIGD Ex ib IIA T3
Dust: IIGD Ex tD A21 T160°C

簡易型船舶自動識別装置(簡易AIS)/GPSプロッター

簡易AISは、SOLAS条約でAIS搭載が義務化されていない非SOLAS船に搭載することができる任意のAISです。無線従事者の資格も必要なく、どなたでも使用できます。

AISを設置することで、AISを装備している全ての船舶が航海状況を共有でき、航海の安全向上が図れます。



簡易型船舶自動識別装置(簡易AIS)

(株)ゼニライトブイ

No. 53019002 ZSA-2000

寸法:縦140×幅100×高さ×42mm

電源:DC9.6V-31.2V

出力:2W

構成:本体、電源及びデータケーブル、マニュアル、設定用ソフト、VHFアンテナ(10ケーブル付)、固定ネジ

※総務省技術基準適合証明取得(新設検査不要)

※表示装置は付属していません



GPS・プロッター・魚探

FUSOエレクトロニクス(株)

No. 53019807 NF-602α(5.6インチ)

ZSA-2000の表示装置としてもご使用頂けます。この他にも、NMEA0183信号を受信できるレーダーやプロッターはAISと接続できる場合があります。

簡易AISの無線局開局手続きについて

※無線従事者の資格は不要ですが、無線局の開設(変更)手続きが必要となります。

※技術基準適合証明(工事設計認証)を受けている製品は、無線局新設検査が不要となります。

※船体検査の対象にはなりません、無線局定期検査の対象となります。

- ・簡易AISのみ(特定船舶局)→5年に一度
- ・その他無線設備がある場合→2年に一度



自動衝突予防援助装置(ARPA)付レーダー 日本無線(株)

No. 53018090 JMA-9100シリーズ

- 最新の国際規格2008IMOレーダー性能基準に完全適合
- ヘッドアップモードでも真航跡が表示できるリアルタイムヘッドアップ機能
- 物標の大きさに応じて拡大率が変わる最適化物標拡大
- 最大100個の目標を自動追尾できる高性能TT(ARPA)搭載
- 優れたクラッタ抑圧性能を実現する超ワイドダイナミックレンジ受信機と、長寿命を約束するブラシレスモーターを全レーダー空中線に標準搭載
- 視認性に優れた23.1インチ高輝度・高精細LCDディスプレイを採用



電子海図情報表示装置 日本無線(株)

JAN901B

- IMOの最新性能基準に完全適合
- ベクターチャート(ENC, C-MAP)とラスターチャート(ARCS)が表示可能
- 安全等深線横切り監視や障害物・航行禁止区域への近接警報機能を搭載
- TT(ARPA)他船情報最大200隻)、AIS他船情報(トータル300隻)、レーダー映像が重畳可能
- 2つの異なる海域・縮尺の海図を同時に表示できるマルチビュー機能搭載
- Ethernetによる高速データ通信に対応



船舶レーダー 日本無線(株)

No. 53018092 JMA-5300MK2シリーズ

- 最新の国際規格2008IMOレーダー性能基準に完全適合
- ヘッドアップモードでも真航跡が表示できるリアルタイムヘッドアップ(Constaview™)、物標の大きさに応じて拡大率が変わる最適化物標拡大機能(TEF™)など、JRC独自の先進機能を搭載
- 優れたクラッタ抑圧性能を実現する超ワイドダイナミックレンジ受信機(UDR™)と、長寿命を約束するブラシレスモーターを全レーダー空中線に標準搭載
- 視認性に優れた19インチ/23.1インチ高輝度・高精細LCDディスプレイを採用



漁業用レーダー 日本無線(株)

No. 53018093 JMA-3300シリーズ

- 設置場所を選ばないコンパクトな一体構成
- 取扱説明書なしでも簡単に扱える抜群の操作性
- 高い視認性と耐久性を誇る10.4インチガラスボンディング液晶(1000cd/m²白色LEDバックライト)
- 最大10個の目標を自動追尾できる簡易ARPA機能MARPA+™を標準搭載
- 最大50個のAIS目標表示機能を標準搭載
- AISを利用して僚船の位置がすぐにわかる他船検索機能DirecTrak™
- 48rpm高速回転モデルをラインナップ



衛星EPIRB&双方向無線電話 性能試験器
(株)西日本フジクラ

No. 53001501 SET-501

No. 53001508 SET-501V(VDR-EPIRB対応機)

仕様
電源:AC85V~246V 1A
寸法:210(W)×90(H)×220(D)mm
重量:2.5kg

衛星EPIRB、双方向無線電話の性能試験がこれ1台でOK。
簡単な操作で測定が行なえます。
小型軽量化により、持ち運びにも便利です。
専用プリンター(標準付属品)により測定結果を印字できます。

- 測定項目
406MHz帯(衛星EPIRB)
- 送信電力[dBm]
 - 搬送波周波数[kHz]
 - 送信周期[sec]
 - 無変調送信時間[msec]
 - 総送信時間[msec]
 - 変調速度[b/s]
 - メッセージ内容

- 121.5MHz(衛星EPIRB)
- 送信電力[dBm]
 - 搬送波周波数[kHz]
 - 変調度[%]

- 156.8MHz(双方向無線電話)
- 送信電力[W]
 - 搬送波周波数[kHz]

測定印字例

```

406EPIRB
Fo      - 406027.89 kHz
POWER   - 37.1 dBm
Ce      - 440.5 ms
Cpp     - 159.6 ms
Tr      - 050.5 sec
Bitrate - 398.7 b/s

  ** Message **
FFH FEH 2FH 5AH F5H
OEH 1AH 43H A1H A6H
8FH 7AH 26H 00H

  ** BEACON ID. **
B5EA1C3487434D1

  ** Data **
Short message
Country code      431
Protocol Flag     1
User protel Bin.010
Maritime Protocol
Ship ID & No.
TESTSO-0
Homing dev       01

Homing
Fo      - 121500.16 kHz
POWER   - 16.1 dBm
MOD.    - 099 %
SWEEP   - 3.0 Hz
    
```



レーダートランスポンダ性能試験器
(株)西日本フジクラ

No. 53002010 STT-502

仕様
電源:AC85V~246V 1A(DC12V 1A)
寸法:160(W)×90(H)×230(D)mm
重量:1.9kg

自己校正機能で、周波数の測定が簡単・確実になりました。モニター及び測定結果の印字により掃引回数の確認ができます。

- 測定項目
- 実効受信感度[dBm]
 - 実効送信電力[dBm]
 - 掃引周波数範囲[MHz]
 - 1応答送信あたりの発射時間[μsec]
 - 応答遅延時間[μsec]
 - 周波数掃引時間[μsec]
 - 周波数掃引回数

測定印字例

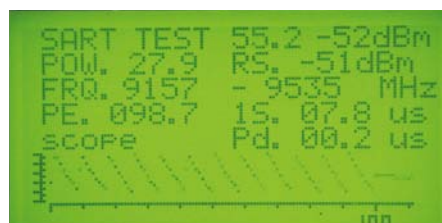
```

9GHz SART TEST
FREQUENCY
9157-9535 MHz
PULSE EMISSION
098.7 micro sec
1SWEEP
07.8 micro sec
TRIGGER DELAY
0.2 micro sec
Power
27.9 dBm
RECEIVER SENSITIVITY
-51 dBm
    
```

(Wave)



モニター表示





ELT性能試験器

(株)西日本フジクラ

No. 53001507 SET-501E

仕様

電源:AC85V~246V 1A

寸法:210(W)×90(H)×220(D)mm

重量:2.5kg

ELTを接続し、スイッチを入れるだけで測定が行えます。406MHz帯、121.5MHz、243MHzの測定及びロングメッセージに対応しております。専用プリンター(標準付属品)により測定結果を印字できます。

測定項目

406MHz帯

- 送信電力[dBm]
- 搬送波周波数[kHz]
- 送信周期[sec]
- 無変調送信時間[msec]
- 総送信時間[msec]
- 変調速度[b/s]
- メッセージ内容

121.5MHz及び243MHz

- 送信電力[dBm]
- 搬送波周波数[kHz]

測定印字例

```

406ELT test
Fo      - 406027.89 kHz
POWER   - 37.1 dBm
Ce      - 440.5 ms
Cpp     - 159.6 ms
Tr      - 50.2 sec
Bitrate - 398.7 b/s

** Message **
FFH FEH 2FH 5AH F3H
OEH 1AH 42H C7H 16H
8EH 68H ABH 10H

** BEACON ID. **
B5E61C34858E2D1

** Data **
Short message
Country code 431
Protocol Flag 1
User protcl Bin.001
A/C Tail Number
TEST-AP
Homing dev 01

Homing
F1-121500.16kHz
POWER-150mW
F2-243003.20kHz
POWER-96mW
    
```



SVC-501



SVJ-501



SHT-501



設置イメージ

VDR-FFC測定治具

(株)西日本フジクラ

セット内容:アンテナカブラ SVC-501

121.5MHz帯専用測定器 SHT-501

テスト発射用治具 SVJ-501

測定治具用ケース

仕様

電源:AC100V-240V

VDR-FFC (Float Free Capsle) 対応改造済みの性能試験機 SET-501 又は SET-501V と当治具を組み合わせることで VDR-FFC の測定が可能になります。

膨脹式救命いかだ空気室圧力検査装置

(株)西日本フジクラ

No. 53024202 SLT-202

仕様

電源:AC90V~110V 1A

寸法:420(W)×230(H)×320(D)mm

膨脹式救命いかだ5台、同時整備可能。
測定の省力化、整備データの記録・保存がパーフェクトに行えます。

- 数値による各いかだの気室圧力、表面温度、気温、気圧等の表示
- 時間設定により必要な経過時間後の記録の作成
- パソコンによる製造番号、記録時間の入力、設定

GMDSS 保守部品

406EPIRB用電池

	本体型式	本体メーカー	有効期限	電池型式
No.53012011	TEB-700	三菱電機特機システム(株)	5年	P-35
No.53012011	TEB-720		6年	
No.53012014	JQE-103	日本無線(株)	5年	NBB-303A
No.53012006	JQE-3A/3A-J			

406EPIRB用水圧センサー

	本体型式	本体メーカー	有効期限	水圧センサー型式	
No.53013000	JQE-2A	日本無線(株)	メーカー出荷後 4年	MPXL00850 (専用ワイヤー付)	
No.53013001	JQE-3A/3A-J			MPXL00850 (専用ワイヤー付)	
No.53013007	JQE-103	三菱電機特機システム(株)	装備後 2年	7ZZSC0081	
No.53013008	TEB-700			ハマー H20YSE	
No.53013003	REB-23-01			東京計器(株)	ハマー H20YSE (ナイロンバンド付)
No.53013005	RJ302A				
No.53013006	ゼニコール F			(株)ゼニライトブイ	ハマー H20YSE
No.53013004	RSO KANNAD 406 シリーズ			(株)緑星社	

SART電池

	本体型式	本体メーカー	有効期限	電池型式
No.53014006	JQX-30A	日本無線(株)	装備後 3年	NBB-441
No.53014005	TBR-600/TBR-610	三菱電機特機システム(株)		SAB-300 又は NBB-441
No.53014008	tron SART20	Jotron	装備後 5年	X-82615

双方向無線電話用電池

	本体型式	本体メーカー	有効期限	電池種類	電池型式
No.53015004	JHS-7	日本無線(株)	製造後 5年	1次電池 充電不可	NBB-389
No.53015012	RU207A	東京計器(株)			RP-807A
No.53015013	RU230A-B	東京計器(株)			RP811A
No.53015014	FM-8	古野電気(株)			BP-1208
No.53015016	HT649	古野電気(株)			CLB-750G
No.53015015	AXIS 150J GMDSS	(株)光電製作所			LTB-1
No.53015001	JHS-7	日本無線(株)	期限なし	2次電池 充電可能	NBB-248A
No.53015020	RU207A	東京計器(株)			RP-804B
No.53015024	RU230A-B	東京計器(株)			RP-810B
No.53015003	FM-8	古野電気(株)			BP-1207
No.53015025	HT649	古野電気(株)			CNB-750E
No.53015023	AXIS 150J GMDSS	(株)光電製作所			NCB-850

ナブテックス受信機記録紙

	本体型式	本体メーカー	記録紙サイズ
No.53004002	NCR-300A	日本無線(株)	80mm幅 × 25m巻
No.53004003	NCR-700A		112mm幅 × 25m巻
No.53004300	NCR-333		112mm幅 × 25m巻
No.53004004	RR103A/108A	東京計器(株)	112mm幅 × 25m巻
No.53004005	NX-500/600	古野電気(株)	112mm幅 × 40m巻

※ ケース単位 (5本 / 1ケース) でのご注文をお願いします。

性能試験器記録紙

No.53004007	SET-101,STT101,SET-201,SET-301,STT-201,SLT-201用
No.53004008	SET-501,STT-501,STT-502,SET-501E用

無線設備等の備付け基準

〈以下の表は関係法令を要約したものです。詳細については船舶安全法、船舶安全法施行規則、船舶設備規定、小型船舶安全規則、漁船特殊規定、小型漁船安全規則等をご参照いただくか、小社までお問い合わせ下さいませようお願い致します。〉

国際航海旅客船等……………国際従事する船舶(300G/T 未満の船舶であって旅客船以外のもの及び 300G/T以上の漁船(もっぱら漁ろうに従事する船舶)を除く。)

一般通信用無線電信等…HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話、MF直接印刷電信(常に直接陸上との間で船舶の航行に関する連絡を行うことができるものに限る。)又は告示で定める無線電信等であって常に直接陸上との間で船舶の航行に関する連絡を行うことができるもの。(国際航海旅客船等にあつては、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話又は MF直接印刷電信に限る。)

沿岸区域……………海岸から5海里以内の水域及び平水区域(小型船舶のみ)

二時間限定沿海船等……二時間限定沿海船及び平水区域を航行区域とする船舶。

救命設備・航海用具

第一種船		備考
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(衛星EPIRB)	1台	注1 ナブテックスエリアを越えて航行するもののみ必要
レーダー・トランスポンダー(SART)又は搜索救助用位置指示送信装置(AIS SART)	各舷に1台	
持運び式双方向無線電話装置	3台	
船舶航空機間双方向無線電話装置	1台	
ナブテックス受信機	1台	
高機能グループ呼出受信機	1台 注1	
VHFデジタル選択呼出装置(VHF DSC)	1式	
VHFデジタル選択呼出聴守装置(VHF DSC WR)	1式	
MFデジタル選択呼出装置(MF DSC)	1式	
MFデジタル選択呼出聴守装置(MF DSC WR)	1式	
遭難信号送信操作装置	1式	
遭難信号受信警報装置	1式	
船舶自動識別装置(AIS)	1式	
航海情報記録装置(VDR)	150G/T以上 1式	
船舶長距離識別追跡装置(LRIT)	1式	

第二種船	遠洋区域、近海区域	沿海区域	備考
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(衛星EPIRB)	1台	1台 注1	注1 瀬戸内限定、二時間限定沿海船は不要 注2 ナブテックスエリアを越えて航行するもののみ必要 注3 二時間限定沿海船は不要 注4 A4水域又はA3水域を航行する二時間限定沿海船は不要
レーダー・トランスポンダー(SART)又は搜索救助用位置指示送信装置(AIS SART)	各舷に1台	1台 注1	
持運び式双方向無線電話装置	3台	2台 注1	
ナブテックス受信機	1台 注3		
高機能グループ呼出受信機	1台 注2		
VHFデジタル選択呼出装置(VHF DSC)	100G/T以上 1式	100G/T以上 1式 注3	
VHFデジタル選択呼出聴守装置(VHF DSC WR)	100G/T以上 1式	100G/T以上 1式 注3	
MFデジタル選択呼出装置(MF DSC)	100G/T以上 1式	100G/T以上 1式 注3	
MFデジタル選択呼出聴守装置(MF DSC WR)	100G/T以上 1式		
遭難信号送信操作装置	100G/T以上 1式 注3		
遭難信号受信警報装置	100G/T以上 1式 注4		
船舶自動識別装置(AIS)	500G/T以上 1式		

第三種船		備考
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(衛星EPIRB)	1台	注1 ナブテックスエリアを越えて航行するもののみ必要 注2 国際航海旅客船等以外の船舶で沿海区域、平水区域を航行区域とするものは不要
レーダー・トランスポンダー(SART)又は搜索救助用位置指示送信装置(AIS SART)	各舷に1台(自由降下式救命艇を備える場合は、当該救命艇及び本船に各1台)	
持運び式双方向無線電話装置	3台	
ナブテックス受信機	1台	
高機能グループ呼出受信機	1台 注1	
VHFデジタル選択呼出装置(VHF DSC)	1式	
VHFデジタル選択呼出聴守装置(VHF DSC WR)	1式	
MFデジタル選択呼出装置(MF DSC)	1式	
MFデジタル選択呼出聴守装置(MF DSC WR)	1式 注2	
船舶自動識別装置(AIS)	1式	
航海情報記録装置(VDR)	3,000G/T以上 1式	
船舶長距離識別追跡装置(LRIT)	1式	

第四種船	遠洋区域、近海区域	沿海区域	備考
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（衛星 EPIRB）	1台	1台 注1	注1 瀬戸内限定、二時間限定沿海船は不要 注2 ナブテックスエリアを越えて航行するもののみ必要 注3 限定近海船は1台 注4 二時間限定沿海船は不要
レーダー・トランスポンダー（SART） 又は捜索救助用位置指示送信装置（AIS SART）	500G/T以上 各舷に1台 注3 500G/T未満 1台	1台 注1	
持運び式双方向無線電話装置	2台	300G/T以上 2台 注1 300G/T未満 国際航海有 1台 注1 国際航海無 不要	
ナブテックス受信機	1台 注4		
高機能グループ呼出受信機	1台 注2		
VHF デジタル選択呼出装置（VHF DSC） VHF デジタル選択呼出聴守装置（VHF DSC WR）	100G/T以上 各1式 注4		
MF デジタル選択呼出装置（MF DSC） MF デジタル選択呼出聴守装置（MF DSC WR）	100G/T以上 各1式	国際航海有 300G/T以上 各1式 国際航海無 不要	
船舶自動識別装置（AIS）	国際航海有 300G/T以上 1式 国際航海無 500G/T以上 1式		
船舶長距離識別追跡装置（LRIT）	国際航海有 300G/T以上 1式 国際航海無 不要		

一般漁船	第一種漁船、第二種漁船、第三種漁船	備考
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（衛星 EPIRB）	1台	注1 ナブテックスエリアを越えて航行するもののみ
レーダー・トランスポンダー（SART）又は捜索救助用位置指示送信装置（AIS SART）	1台	
持運び式双方向無線電話装置	300G/T以上 2台 300G/T未満 1台	
ナブテックス受信機	1台	
高機能グループ呼出受信機	1台 注1	
VHF デジタル選択呼出装置（VHF DSC） VHF デジタル選択呼出聴守装置（VHF WR）	100G/T以上 各1式	
MF デジタル選択呼出装置（MF DSC） VHF デジタル選択呼出聴守装置（MF DSC WR）	100G/T以上 各1式	

A4 水域又は A3 水域を航行する船舶は下記無線設備が必要

無線設備	備考
HF デジタル選択呼出装置（HF DSC） HF デジタル選択呼出聴守装置（HF DSC WR）	無線電信等の規定によりインマルサット直接印刷電文又はインマルサット無線電話を備えた船舶は不要

衛星航法装置等備付基準

国際航海有		国際航海無		
300G/T 未満の第一種漁船	300G/T 未満の第一種漁船以外	500G/T 未満		500G/T 以上
		平水船及び第一種漁船	平水船及び第一種漁船以外	
不要	第一種衛星航法装置	不要	第二種衛星航法装置	第一種衛星航法装置

推進機関を有する小型船舶と当該船舶に押される船舶（国際航海に従事するもの及び多数の旅客が利用することとなる用として用途として告示で定めるものに供する係留船であって、二層以上の甲板を備えるもの又は当該用途に供する場所が開閉されているものに限る）とが結合して一体となって平水区域を越えて航行する場合は第二種衛星航法装置又は無線航法装置を備えなければならない。

小型船舶

小型船舶	遠洋区域及び近海区域	沿海区域	沿岸区域及び平水区域	備考
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（衛星 EPIRB）	1台	1台 注2、3	-	注1 レーダー反射器（航海用レーダーを除く）を備え付ける第二種小型船舶は不要 注2 12m未満（旅客船は除く）は不要 注3 瀬戸内限定沿海船は不要 注4 旅客船又は国際航海に従事する船舶に限る
レーダー・トランスポンダー（SART） 又は捜索救助用位置指示送信装置（AIS SART）	1台 注1	1台 注2、3	-	
持運び式双方向無線電話装置	旅客船 2台 旅客船以外 1台	1台 注2、3、4	-	

小型漁船	第一種小型漁船	第二種小型漁船
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（衛星 EPIRB）	-	1台
レーダー・トランスポンダー（SART） 又は捜索救助用位置指示送信装置（AIS SART）	-	1台

レーダー

旅客船		旅客船以外			
		追加設備		追加設備	
150G/T未満	-	-		300G/T未満	-
150G/T以上500G/T未満	1台	電子プロットティング装置×1	300G/T以上500G/T未満	1台	電子プロットティング装置×1
500G/T以上3,000G/T未満	1台	自動物標追跡装置×1	500G/T以上3,000G/T未満	1台	自動物標追跡装置×1
3,000G/T以上10,000G/T未満	2台	自動物標追跡装置×2	3,000G/T以上10,000G/T未満	2台	自動物標追跡装置×2
10,000G/T以上	2台	自動物標追跡装置×1 自動衝突予防援助装置×1	10,000G/T以上	2台	自動物標追跡装置×1 自動衝突予防援助装置×1

無線電信等

A4 水域を航行する船舶

国際航海旅客船等	国際航海旅客船等以外	備考
HF 直接印刷電信 HF 無線電話 MF 直接印刷電信 MF 無線電話 VHF 無線電話	HF 直接印刷電信又は HF 無線電話 MF 無線電話 注1 VHF 無線電話 注1	注1 100G/T 未満は不要

A3水域、A2水域又は A1水域のみ(湖川を含む)を航行する船舶(A2水域又は A1水域のみ(湖川を含む)を航行するものを除く)

国際航海旅客船等	国際航海旅客船等以外	備考
①又は②のいずれかの無線電信等 (HF 直接印刷電信 ① HF 無線電話 MF 直接印刷電信 ② インマルサット直接印刷電信 MF 無線電話 VHF 無線電話)	①から④までのいずれかの無線電信等 ① HF 直接印刷電信 ② HF 無線電話 ③インマルサット直接印刷電信 ④インマルサット無線電話 MF 無線電話 注1 VHF 無線電話 注2	注1 次にあげる船舶は不要 ・ 100G/T 未満の船舶 ・ 二時間限定沿海船等 (沿海旅客船、瀬戸内限定沿海旅客船を除く) 注2 次にあげる船舶は不要 ・ 100G/T 未満の船舶 ・ 二時間限定沿海船等

A2水域又は A1水域のみ(湖川を含む)を航行する船舶 (A1水域のみ(湖川を含む)を航行するものを除く)

国際航海旅客船等	国際航海旅客船等以外	備考
MF 無線電話 注1 VHF 無線電話	MF 無線電話 注1、注2 VHF 無線電話 注3	注1 MF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行なうことができるものでない場合には、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話、MF直接印刷電信(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行なうことができるものに限る)又は一般通信用無線電信等(国際航海旅客船等においては、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話又はMF直接印刷電信)を備えなければならない。 注2 一般通信用無線電信等を備える船舶であって、次に掲げるものには不要 ・ 100G/T 未満の船舶 ・ 近海区域を航行区域とする旅客船以外であって管海官庁が差し支えないと認めるもの ・ 二時間限定沿海船等 注3 100G/T未満の船舶、二時間限定沿海船等は不要

推進機関を有する船舶と当該船舶に押される船舶とが結合して一体となってA3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む)を航行する場合には、当該推進機関を有する船舶には、MF無線電話及びVHF無線電話(A1水域のみ(湖川を含む)を航行するものにあつてはVHF無線電話に限る)を備えなければならない。ただし、これらの船舶が結合して一体となったときの長さが30m未満の場合はこの限りではない。

A1水域のみ(湖川を含む)を航行する船舶

国際航海旅客船等	国際航海旅客船等以外	備考
VHF 無線電話 注1	VHF 無線電話 注1、2	注1 VHF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行なうことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。 注2 一般通信用無線電信等を備える船舶であって、次に掲げるものには不要 ・ 100G/T未満の船舶 ・ 二時間限定沿海船等

無線設備の保守等

設備の二重化 …………… 予備の無線設備を備えること。

陸上保守 …………… 無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行う能力を有する者(船員を除く。)が定期的に点検及び修理を行うこと。

船上保守 …………… 無線設備の有効性を保持するため、当該設備の修理を行うことができる資格を有する船員が保守及び修理を行うこと。

① 設備の二重化、陸上保守、船上保守のうちいずれか一の措置

② 設備の二重化、陸上保守、船上保守のうちいずれか二の措置

	国際航海に従事する船舶				国際航海に従事しない船舶	
	旅客船	総トン数 300トン未満	総トン数 300トン以上		旅客船	旅客船以外
			もっぱら漁ろうに 従事する漁船	もっぱら漁ろうに 従事する漁船以外		
A1、A2 水域	①	①	①	①	① ※1	-
A3、A4 水域	②	①	①	②	①	① ※2

※1 二時間限定沿海船等を除く

※2 20トン未満は除く

設備の二重化

無線設備の保守等で設備の二重化を選んだ船舶は航行する水域に応じて予備の無線設備を備えなければならない。

A4 水域を航行する船舶

国際航海旅客船等 注2	国際航海旅客船等以外の船舶 注3	備考
イ HF 直接印刷電信 HF 無線電話 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 MF 直接印刷電信 MF 無線電話 MF デジタル選択呼出装置 MF デジタル選択呼出聴守装置 □ VHF 無線電話 VHF デジタル選択呼出装置	イ ①又は②のいずれかの無線設備 ① HF 直接印刷電信 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 HF 無線電話 ② HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 □ VHF 無線電話 注1 VHF デジタル選択呼出装置	注1 100G/T 未滿のものは不要 注2 短期間のみ A4 水域を航行する場合、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信に代えることができる (VHF 無線設備を除く) 注3 短期間のみ A4 水域を航行する場合、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話に代えることができる (VHF 無線設備を除く)

A3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む)を航行するものを除く)

国際航海旅客船等	国際航海旅客船等以外の船舶	備考
イ ①又は②のいずれかの無線設備 HF 直接印刷電信 HF 無線電話 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 MF 直接印刷電信 MF 無線電話 MF デジタル選択呼出装置 MF デジタル選択呼出聴守装置 ② インマルサット直接印刷電信 □ VHF 無線電話 VHF デジタル選択呼出装置	イ ①から④までのいずれかの無線設備 ① HF 直接印刷電信 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 HF 無線電話 ② HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 ③ インマルサット直接印刷電信 ④ インマルサット無線電話 □ VHF 無線電話 注1 VHF デジタル選択呼出装置 注1	注1 次に掲げるものには不要 ・100G/T 未滿の船舶 ・二時間限定沿海船等

A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む)を航行する船舶 (A1水域のみ(湖川を含む)を航行するものを除く)

全ての船舶	備考
イ ①から⑤までのいずれかの無線設備 注1 ① HF 直接印刷電信 HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 HF 無線電話 ② HF デジタル選択呼出装置 HF デジタル選択呼出聴守装置 ③ インマルサット直接印刷電信 ④ インマルサット無線電話 ⑤ MF 無線電話 MF デジタル選択呼出装置 □ VHF 無線電話 注2 VHF デジタル選択呼出装置 注2	注1 国際航海旅客船等以外の船舶であって次に掲げるものには、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般適信用無線電信等(インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話を除く)又はMF無線電話(常に直接陸上との間で船舶の航行に関する通信を行なうことができるものに限る)を備えることができる。 ・100G/T 未滿の船舶 ・近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶であって管海官庁が差し支えないと認めるもの 注2 国際航海旅客船等以外の船舶であって100G/T 未滿のものには不要

備考

- 予備のHFデジタル選択呼出装置、MFデジタル選択呼出装置がそれぞれ下記の要件に適合する場合はそれぞれ予備のHFデジタル選択呼出聴守装置又はMFデジタル選択呼出聴守装置を備えることを要しない
- ・船機において遭難周波数で連続的に聴取できかつ、有効確実に受信できるものであること
- ・適正に作動することが確認できるものであること

弊社では、無線局免許申請・変更申請の代行手続きを行っております。以下に、申請に必要な書類をご案内します。

無線局免許申請

・委任状

免許人の印鑑が必要

免許人が法人の場合は代表者印

・船舶検査証書(コピー)

・船舶国籍証書(コピー)

小型船舶の場合は、小型船舶登録事項通知書

※免許申請には、無線局の種類により別途印紙代が必要となります

無線局変更申請

・委任状

免許人の印鑑が必要

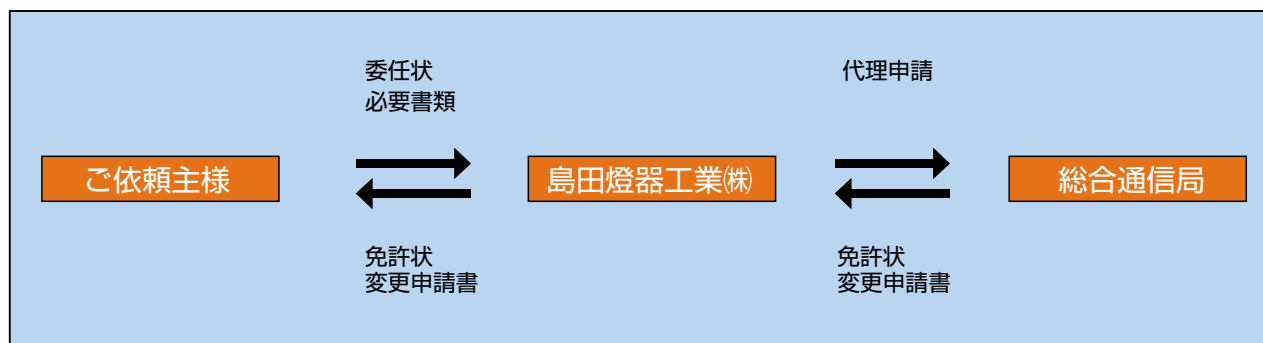
免許人が法人の場合は代表者印

・無線局免許状(コピー)

・無線局申請書一式(コピー)

最新の申請書が必要です

無線局申請手続きの流れ



※申請書を提出してから手続き完了まで約1ヶ月かかります。

※無線局の種類や船舶により必要書類が異なる場合があります。

※申請内容によっては新設検査、変更検査が必要な場合があります。



島田燈器工業株式会社

大阪・東京・札幌